

情報提供（2）

洪水浸水想定区域図の策定・公表について

洪水浸水想定区域図の策定・公表について

洪水浸水想定区域図の策定・公表について



これまでの取組状況

- ✓ 宮崎県では、H27水防法改正に基づき洪水予報河川及び水位周知河川の35河川において、L1及びL2規模を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し、令和元年度までに指定・公表を行ったところ。

現在の取組について

- ✓ R3の水防法改正により、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川についても洪水浸水想定区域の指定が義務化されたことを受け、水害リスクの空白域を解消することを目的とし、宮崎県管理の全河川（478河川）において洪水浸水想定区域図の作成を進めている。

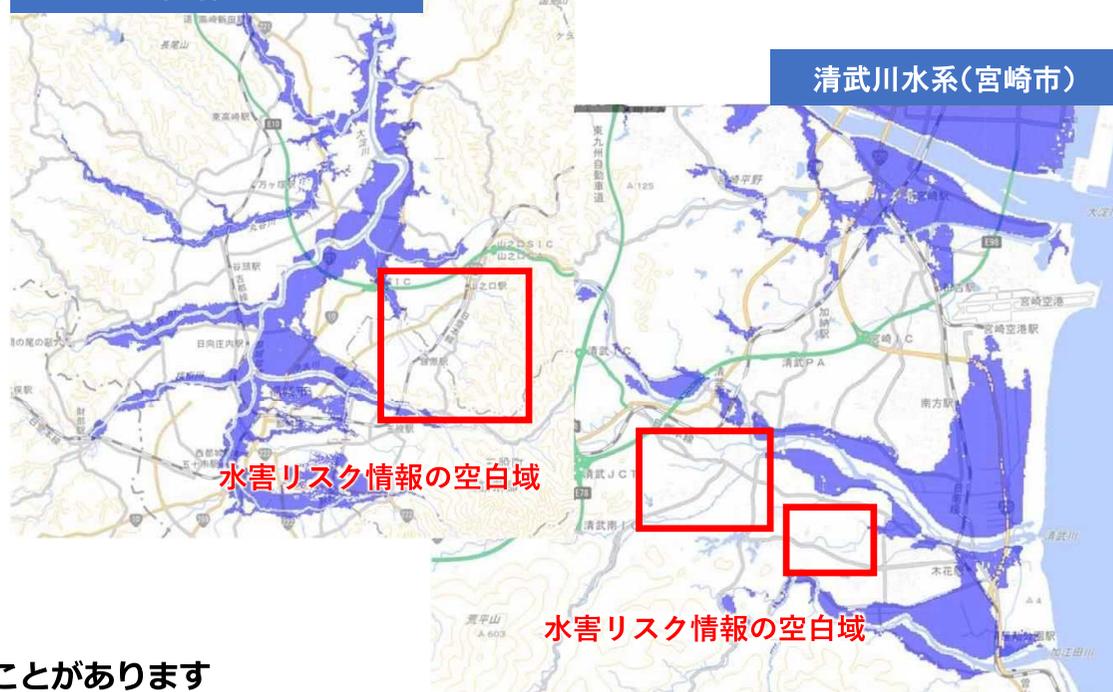
洪水浸水想定区域図の策定・公表時期

見込年度※	対象地区（事務所）
R6	宮崎、高岡、日向、延岡
R7	日南、串間、都城、小林、西都、高鍋、西臼杵

- 洪水浸水想定区域図の策定・公表については、令和7年度までに完了させることが第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付けられていることを踏まえ、宮崎県でも令和7年度完了の方針で作業を進めております
- 洪水浸水想定区域図の策定・公表後は、令和8年度までにハザードマップを作成する必要があります

※策定・公表時期はあくまで現時点の見込みですので、変わることがあります

大淀川水系(都城・三股地区)



清武川水系(宮崎市)

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) (1/2)

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。

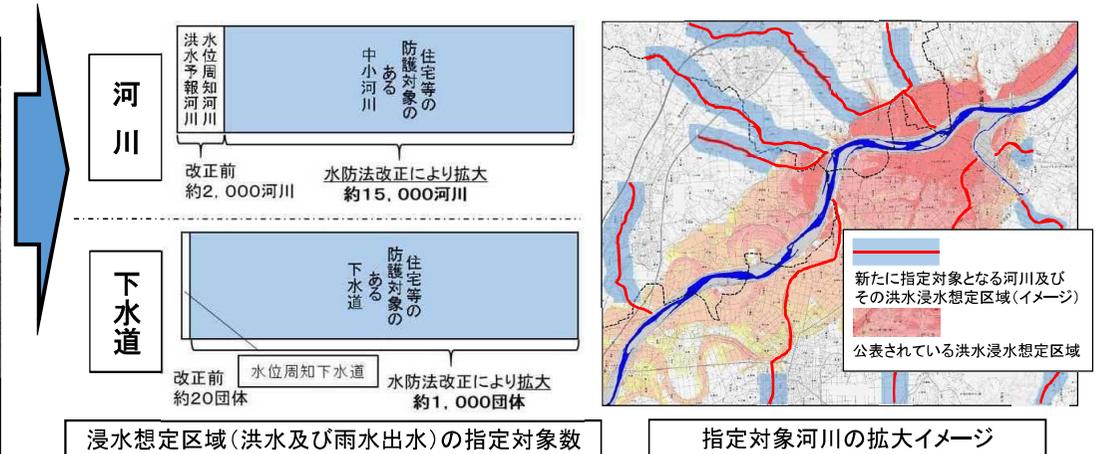
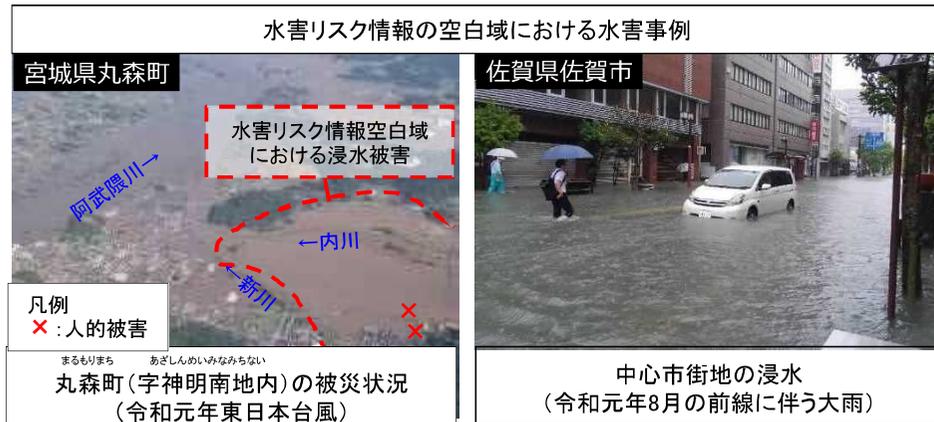
※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。

■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
河川 (洪水)	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
下水道 (雨水出水)	令和7年度までに約800団体完了※	浸水想定区域図作成後速やかに作成

※ 第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付け

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)(2/2)

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の
取組

- ・河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	河川(洪水)		下水道(雨水出水)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ <small>※ 都道府県が市区町村に対し事業費の1/3以上を負担する場合に限る。</small>	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1/3		1/2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	<p>○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。</p> <p>○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。</p>		<p>○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。</p> <p>○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 <small>※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。</small></p>	